

破天荒

教宣部

4994号

2015年

6月30日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合

労働時間の適正な把握は 使用者の責務

賃金不払い残業を起こすことのないように労働時間管理を

賃金不払い残業とは、所定労働時間外に実際に働いた労働時間に見合う所定の賃金または割増し賃金を支払わないで労働させること、つまりサービス残業です。残業代が支払われていないと、労働基準法第三七条違反となります。

労働時間

労働基準法三二条「使用者は、労働者に休憩時間を除き、一週間について四時間を超えて労働させてはならない。使用者は、一週間の各日については、労働者に休憩時間を除き、一日について八時間を超えて労働させてはならない」
そして一一九条で、これを破ったら、六カ月以下の懲役または三万円以下の

罰金」と明確にしています。

労基法ができてから八時間労働制が大原則です。社会を構成していく上では、8時間労働制が国際的な基準であり、当たり前のことなのです。労基法は、労働条件の最低基準を定めたものですから、竹中では七時間三分を所定内労働時間と定めています。(エンジンなどは、所定内を長くして休日数を増やしています)

時間外労働

しかし、仕事を進めるためには労使が一定の協力関係を築いていかなければなりません。会社・職場で時間外労働が全く無くなることはありません。そこで労働基準法三六条による三六(サブロク)協定を締結して時間外労働の限度時間を決



自己申告の問題

労使の間で三六協定が結ばれたのに、長時間労働で六時間・八時間を超えることが平気で行われているように見えます。時間外労働時間は自己申告、課長代理以上の管理職は残業手当なしで時間管理は本人次第ということが、実態を見えにくくしています。

きつちり申告を

四 時間を超えて労働していた。それは個人の責任ではありません。事業者が責任を負うものです。自己申告制のため遠慮して過少な申告してしまうことはないですか。実際のタイムカードの退社時刻で申告してもらいたいと思います。働いた時間の対価をきつちり申告するのは当然です。

四 時間を調整してしまうので申告を調整することや、残業削減の社内通達があるのに、正直な時間を申告しないことなどはやめてください。きつちりしていくことで、長時間労働・サービス残業をなくし、個人は健康を守り、会社は健全な方向になる、働き方や業務の見直しにつなげていきたいと思います。

2021年

早いですね。一週間が。月曜日が過ぎれば、あつという間に金曜日って感じですね。年齢を重ねることに時の経過が短くなるのは間違いないことです。この速さで時間が流れ、私にはあと少しで定年がやってきます。

定年は六歳、六歳と言えば還暦で、赤いちゃんちゃんこなど身に付けて御祝いしたらしますが、今はほとんどやらないでしょう。平均寿命(一一一三年)は、男性八二歳、女性八六・八一歳です。還暦後二年も人生は続きます。男性で見れば七年前の一九四五年は二四歳、一九四七年で五歳ですから還暦までいきている証しでの御祝いは大切だったと思います。

戦後七十年の今、戦争するための法律が出されています。平均寿命を短くするための法律です。私は反対です。

